

鹿児島市社会事業協会嘱託職員採用試験案内

受付期間	令和8年9月1日（火）～10月20日（火）
試験日	令和8年10月25日（日）
試験区分	保育士・指導員

1 試験区分

職 種	採用予定人員	職 務 内 容
保 育 士	1 名	親子つどいの広場(なかよしの)において、利用者への支援業務等に従事
指 導 員	1 名	知的障害者福祉センターにおいて、利用者への支援業務に従事

2 受験資格

(1) 受験資格については、次の要件を満たさなければならないものとします。

職 種	受 験 資 格
保 育 士	保育士の資格を有する者
指 導 員	学校教育法に基づく高等学校を卒業した者又は同等以上の学力があると認められる者（介護福祉士、社会福祉士、看護師、教員免許があれば尚可）

(2) 前記の受験資格にかかわらず、次の①、②のいずれかに該当する場合は受験できません。

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の内容

面接（個別面接）を行います。

4 試験の日時、場所及び合格者発表

日 時	令和8年10月25日（日）受験者によって集合時間が異なります。受験申込み時に記載したメールアドレスに集合時間を送信します。
集 合 場 所	かごしま市民福祉プラザ3階ロビー（鹿児島市山下町15番1号）
合格者発表	令和8年10月30日（金）可否に関係なく文書で本人あてに通知します。

※合格者については、健康診断を受診していただきます。

5 委嘱期間

保育士：令和8年12月1日～令和9年3月31日

指導員：令和9年4月1日～令和10年3月31日

（年度毎に更新する場合があります。ただし、満65歳に達した日以後における最初の3月31日以後は更新しません。）

※ただし、本人が希望し当法人が必要と認めた場合には、採用時期を変更することができます。（応相談）

6 勤務場所

職 種	勤 務 場 所	
保 育 士	北部親子つどいの広場	鹿児島市吉野町3256-1
指 導 員	知的障害者福祉センター	鹿児島市星ヶ峯2丁目1-1

7 給与

当協会規程により、報酬（月額）及び諸手当が支給されます。（報酬月額等は令和8年度のものです。）

職 種		報酬（月額）	諸 手 当
保 育 士		191,100 円	通勤手当、期末手当（最大 2.05 月/年）、処遇手当（月 10,100 円）、時間外勤務手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。
指 導 員	※資格有	191,100 円	通勤手当、期末手当（最大 2.05 月/年）、時間外勤務手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。
	※資格無	178,200 円	

※表の資格有とは、介護福祉士、社会福祉士、看護師、教員免許を有する方、又は社会福祉事業で5年以上の勤務経験がある方です。

8 勤務時間、休暇等

(1) 勤務時間

週 38 時間 45 分（4 週間単位の変形労働時間制）

(2) 休暇等

①法定

年次有給休暇（採用時から付与）、産前産後休暇、介護休暇、育児休暇等

②法定外

リフレッシュ休暇、忌引休暇、結婚休暇、災害時休暇等

(3) 福利厚生

①健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険

②鹿児島市中小企業勤労者福祉サービスセンター（よかセンター）に加入

③インフルエンザ予防接種費用等の助成

9 受験手続及び受付期間

(1) 受験手続

① 提出書類

※ 受験申込書及び受験票は、郵送により請求するか、ホームページからダウンロード(A4 サイズ)をしてください。なお、鹿児島市社会事業協会事務局、それぞれの事業所にも準備しております。

ア 受験申込書 1 通

イ 受験票 1 通

ウ 資格又は免許を有することを証明するものの写し。

② 提出先（メール又は直接持参するか郵送で申し込んでください。）

ア メールで提出する場合は、件名に「受験申込」と必ず記入し以下のメールアドレスへ送信してください。

メールアドレス：ksjk12m@ksjk.jp

イ 〒892-0816 鹿児島市山下町15番1号 かごしま市民福祉プラザ3階
鹿児島市社会事業協会事務局 ☎099-226-5222

※ 郵送で申し込むときは、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、110 円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（長形 3 号：23.5 cm×12 cm）を必ず同封してください。

(2) 受験申込みの受付期間及び受付時間

受付期間 令和 8 年 9 月 1 日(火)～10 月 20 日(火)※郵送の場合は必着

事務局での受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く）